

平成28年度 益田市社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

急速な少子高齢化と人口減少への不安とともに、様々な生活・福祉課題が深刻化し広がっています。特に、生活困窮や社会的孤立の問題が顕在化しています。

福祉ニーズが多様化、複雑化する中で社会福祉法人の役割が重要となっています。そうした中、社会福祉法人制度改革が進められており、①公益性、非営利の徹底、②国民に対する説明責任、③地域社会への貢献、の3点が基本的視点となっています。

制度の狭間の問題や社会的孤立の問題を解決し、地域の福祉力を高めていくためには、地域住民や社会福祉事業関係者、行政等が、ともに地域福祉を推進するパートナーとして、地域の生活・福祉課題に気づき・受け止め、包括的・継続的に支援し、暮らしを支える仕組みづくりに取り組んでいくことが必要です。

そうしたことから、市と一体となって策定した第2期益田市地域福祉(活動)計画の積極的な推進に努め、関係機関・団体等との連携強化、地域福祉活動の協働推進を図りながら、福祉的援助を必要とする人々が疎外されることなく、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりをより一層進めていきます。

特に、支え合いマップづくりを通じた地域福祉力の強化と、平成27年度から実施している「生活困窮者自立支援事業」では、社協機能を活かした事業推進に努め、相談者に寄り添いながら自立支援を行います。また、介護保険法改正による地域包括ケアシステムの構築と推進、地域支援事業移行への対応検討・準備を進めるとともに、介護報酬見直しに対する検討と経営努力を進め、健全な事業運営を目指します。

さらに、春日荘事件判決後対応に係る特別委員会報告を受け、今後の施設管理のあり方として指摘された事項について、組織全体の課題・問題として捉え、施設の適正な運営管理と再発防止に努めます。

【重点目標】

1. 福祉のまちづくりの推進

平成25年10月に市と一体となって策定した第2期益田市地域福祉計画・地域福祉活動計画に沿い、市等と協働して重点課題である(1)交通及び買い物等手段の確保、(2)地区別計画の具体化・小地域福祉活動計画の策定とともに、進捗管理をしながらあらゆる生活・福祉課題への対応に努めます。

特に、支え合いマップづくりを通じて地域の福祉力向上をめざし、支え合いマップづくり及び地域福祉活動に取り組む自治会の拡大と充実に努めます。

2. 総合的な相談・支援体制の整備

生活困窮や社会的孤立など、新たな生活・福祉課題が増加・深刻化しています。県社協が示した「しまね流 社協・生活支援活動強化方針実践プラン」を踏まえ、あらゆる生活・福祉課題への対応に努めます。

また、自立相談支援事業など包括的な事業である生活困窮者自立支援法が実施され、平

成27年度より生活困窮者自立支援事業を市より受託実施しており、さらに総合的な生活支援を行います。また、市民後見人養成事業等を行う市民後見推進事業を引き続き受託実施します。

事業推進にあたっては、事業実施している相談・貸付事業、法人後見事業、日常生活自立支援事業、入居債務保証支援事業等と連携し、あんしん生活支援センターとして包括的・個別的に取り組みます。

3. 社協基盤の強化

市からの事務職員人件費の補助率が結果的に80%から78%に減額され、また介護報酬単価見直しにより今後さらに財源確保が厳しくなる中、組織体制と財政基盤の安定に向けた検討に取り組み、対応を進めます。

4. 施設の適正な運営管理と再発防止

春日荘事件判決後対応に係る特別委員会報告を受け、今後の施設管理のあり方としてさらに改善が必要な事項として以下の3点の指摘を受けた。

- (1) 人事の適正化 (①能力ある人材の適正配置、②ノウハウの継承)
- (2) 本所と各施設の意思疎通の円滑化
- (3) 益田・美都・匹見3地域の一体化の実現

組織全体の課題・問題として捉え、施設の適正な運営管理と再発防止のため、継続している改善方策はさらに充実させ、また新たな改善方策にも取り組み、より良い施設運営・管理を進めていきます。

5. 在宅・施設サービスの推進

美都・匹見地域高齢者福祉施設、匹見保育所、4児童館について、平成24年度から5ヶ年の指定管理を受けており、各施設・事業が効率的・安定的に運営できるよう努めます。

介護保険事業については、介護報酬見直しによる収入減、指定管理料の減額があり、厳しい状況となっています。収入増のため特に5年目を迎える美都・匹見地域高齢者福祉施設について、指定管理料への対応を検討します。さらに利用促進や加算取得、PR等に努めます。

また、地域包括ケアシステムの構築と推進、介護予防の訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行対応、介護職員処遇改善加算の活用に取り組みます。

6. ボランティア・市民活動の推進

ボランティア活動のきっかけづくり、人材の養成・研修、相談・支援、情報提供など、ボランティアセンター機能の充実を図ります。

また、見直された県社協「市町村社会福祉協議会の災害時における対応マニュアル作成指針」をもとに、関係機関・団体の協力を得て、益田市災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの見直しを進めます。

ボランティア・市民活動団体、企業、地縁型組織等と連携・協働し、福祉課題、生活課題に柔軟に対応していきます。特に、生活困窮者自立支援事業と連携し、フードバンク事

業の取り組みを検討・実施していきます。

7. 福祉教育、及び啓発・交流の推進

サマーボランティアスクール、出前手話学習会、福祉教育指定校、福祉出前講座等により、共生社会の実現をめざして社会連帯意識や実践する態度を身につけられるよう事業推進します。

社協全職員を対象にあいサポーター研修を実施したが、さらに団体・事業所、市民等への拡大を進めます。さらに、社協職員の手話学習受講の推進を検討します。

8. 役職員研修の充実

役員や職員の資質向上を図るため、内外の研修会等に積極的に参加し、学習の機会の拡大を図るとともに、自己研修の奨励を進めます。

さらに、職員の資格取得に対し、資格取得祝金制度の活用を推進し、スキルアップを進めるとともに、職員の育成と定着の推進に努めます。

【事業実施項目】

1. 福祉のまちづくりの推進

(1) ふれあいのまちづくり事業の推進

- ① 第2期益田市地域福祉活動計画(H25～29)の推進と進捗管理
- ② 地域福祉部会の開催
- ③ 先駆的・モデル的事業への助成拡充
- ④ 「支え合いマップづくり」による地域福祉推進自治会の拡大・充実
- ⑤ 小地域ネットワーク活動の充実支援
- ⑥ ふれあいネットワーク研修会の実施
- ⑦ 友愛メールによる見守り活動実施
- ⑧ 法律相談の毎月開催
- ⑨ ふれあい福祉相談事業の推進
- ⑩ ふれあい給食の推進支援
- ⑪ 地区社協活動の協力と支援
- ⑫ 地区社協事務局強化の支援

(2) 高齢者、心身障がい児(者)福祉事業の推進

- ① 友愛訪問活動と高齢者生きがいづくりの支援
- ② 独居老人等支援事業推進
- ③ 老人、障がい者福祉施設・団体等との連携と支援
- ④ 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活支援員派遣事業の推進
- ⑤ 障がい児(者)援護事業の推進
- ⑥ 多目的福祉マイクロバス運行事業の推進
- ⑦ 老人福祉センター事業の推進
- ⑧ ふれあい・いきいきサロンづくりの促進と交流会の開催
- ⑨ ふれあい・いきいきサロン活動及び交流会への助成

- ⑩ 匹見お買い物宅配サービス事業の継続実施
- ⑪ らくらくサロン(匹見・買い物ツアー)の継続実施
- (3) 児童福祉対策事業の推進と母子等の組織支援
 - ① 児童福祉活動の育成と児童福祉施設への支援
 - ② 児童館・保育所の経営管理
 - ③ 児童館での放課後児童対策事業(学童保育)支援
 - ④ 青少年の健全育成活動の支援
 - ⑤ 母子会の支援
 - ⑥ 母子福祉センター事業の推進
 - ⑦ 子育てサロンの拡充
 - ⑧ 子育てサロン活動への助成
- (4) 共同募金活動、日赤事業活動への協力
- (5) 福祉啓発及び普及事業の促進
- (6) 各種福祉団体の活動支援
- (7) 社会福祉大会の開催
- (8) 戦没者追悼式の開催

2. 総合的な相談・支援体制の整備

- ① 生活福祉資金の貸付と世帯更生指導
- ② 無利子生活資金(民生融金)の貸付と自立の支援
- ③ 民生児童委員及び関係機関・団体等との連携強化
- ④ 緊急非常災害見舞いと支援
- ⑤ 日常生活自立支援事業の推進
- ⑥ 生活支援員の研修充実と関係機関との協働充実
- ⑦ 社協による法人後見の取り組み
- ⑧ ふれあい福祉相談弁護士相談の毎月実施
- ⑨ 入居債務保証支援事業の実施
- ⑩ 生活困窮者自立支援事業の受託実施
- ⑪ 市民後見推進事業の受託実施
- ⑫ あんしん生活支援センター(生活支援課)での包括的生活支援実施

3. 社協基盤の強化推進

- ① 理事会等の機能充実
- ② 地域福祉部会、介護保険等事業部会、総務企画部会、財政部会の開催、充実
- ③ 事業経営の健全化推進
- ④ 会員制度の拡充と組織の強化
- ⑤ 社協財源の確保
- ⑥ ホームページ・社協だより等広報機能の強化
- ⑦ ホームページ・社協だより等による参加・啓発推進
- ⑧ 役職員等資質向上のための研修実施

新⑨ 社会福祉法人改革への対応

4. 施設の適正な運営管理と再発防止

- 新① 職員全員研修会等あらゆる機会を活用しての基本理念の啓発
- 新② 職場内ミーティングの実施によるチームワーク強化
- 新③ 「報告・連絡・相談」の徹底
- 新④ 伝達研修の実施推進
- 新⑤ 研修会、会議等あらゆる機会を通じての職務・業務確認
- 新⑥ 第三者委員会の活性化
- 新⑦ 施設長等による課題改善会議
- 新⑧ 法人全体での施設長等会議の開催

5. 在宅・施設サービスの推進

(1) 在宅サービス

- ① 地域包括支援センターの運営
- ② 介護保険事業（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、居宅介護支援）の経営管理の強化
- ③ 介護予防事業の実施
- ④ 介護機器の整備と貸出
- ⑤ 障害者総合支援法による訪問介護事業の実施
- ⑥ 移送事業の実施
- ⑦ 匹見配食サービス事業の回数増(月2回から4回)と選択制(おかずのみ400円)の実施
- ⑧ 美都配食サービスの継続実施
- ⑨ 子育て用品貸与事業の実施
- ⑩ 介護報酬見直しへの対応検討・実施
- ⑪ 業務の点検と改善

(2) 施設サービス

- ① 特別養護老人ホームの経営管理の強化
- ② 短期入所生活介護事業の経営管理の強化
- ③ 生活管理指導短期宿泊の経営管理の強化
- ④ 高齢者生活福祉センターの経営管理の強化
- ⑤ 養護老人ホームの経営管理の強化
- ⑥ 障害者総合支援法による施設福祉サービスの経営管理の強化
- ⑦ 施設・設備の地域活用
- ⑧ 介護報酬見直しへの対応検討・実施
- ⑨ 業務の点検と改善
- 新⑩ 短期間の人事交流実施

6. ボランティア・市民活動の推進

- ① ボランティア啓発、広報活動の推進
- ② ボランティア保険の加入助成
- ③ 各種民間助成等の情報提供
- ④ ボランティアグループの育成
- ⑤ ボランティア登録、幹旋活動の推進
- ⑥ ボランティア連絡会の活動支援
- ⑦ ニーズに対応したサービスの事業化
- ⑧ 地域、行政、活動団体・推進団体、企業等との連携強化
- ⑨ 災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの見直し
- 新⑩ フードバンク事業への取り組み検討・実施

7. 福祉教育、及び啓発・交流の推進

- ① 小・中・高校生の福祉体験学習の推進と支援
- ② 福祉教育協力校の支援
- ③ 福祉教育協力校連絡会の開催
- ④ サマーボランティアスクールの開催
- ⑤ 出前による手話学習会の開催
- ⑥ 福祉出前講座の実施による啓発・交流の推進
- ⑦ ホームページ等への積極的掲載など広報機能の強化
- ⑧ あいさポーター研修等によるあいサポート運動の拡大

8. 役職員研修の充実

- ① 内部研修の実施と参加
- ② 外部研修への積極的参加
- ③ 職員全員への接遇研修の実施
- ④ 人権研修会、法令遵守研修会の開催・参加
- ⑤ 自己研修の奨励
- ⑥ 資格取得祝金の交付
- ⑦ 職員の手話学習受講の実施検討
- 新⑧ 社協職員全員研修会の実施